

岸和田市附属機関条例

平成15年3月14日条例第1号

改正

令和6年3月22日条例第6号

岸和田市附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、市の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市の執行機関に、別表に掲げる附属機関を設置する。

2 市長その他の執行機関は、附属機関における調停、審査、審議又は調査のために必要があると認めるときは、当該附属機関に分科会、部会その他これらに類する組織を設け、又は専門委員若しくは臨時委員を置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第3条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、別に条例で定める。

(その他)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

別表 (第2条関係)

2 教育委員会の附属機関

名称	担当事務	委員の定数又は上限の数
岸和田市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に係る重要事項についての調査審議に関する事務	15人以内

備考 委員の定数又は上限の数には、専門委員及び臨時委員を含まない。